(4) 歩行者用通路

【配慮事項】

- ① 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則 として幅員1m以上の識別しやすいものとし、車路の横 断箇所を極力少なくすること。
- ② 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。
- ③ 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上 とすること。
- ④ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ⑤ 建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した 歩行者用通路を確保すること。

【解 説】

① 駐車場内の歩行者用通路は、安全性確保の観点から歩車分離等による安全対策 を講じることが重要である。一方で、駐車場内には歩行可能な経路が多数あるため、その全てで安全対策を徹底することは現実的ではない場合がある。

そこで、カラー舗装やライン引きなどにより、歩行者が駐車マスから建物出入口等までの経路を選択する際に重要視する「幅員の広さ」、「識別しやすさ」、「横断箇所の少なさ」に配慮した経路を確保し、歩行者をその経路へ誘導する方法が有効である。

駐車マスの前面の車路に並行して歩行者用通路を確保する場合、カート利用等を踏まえ、幅員を1m程度とし、建物出入口等に近づくにつれ通路の幅を段階的に広くするなど、通路へ誘導する利用者の数を踏まえて検討すること。

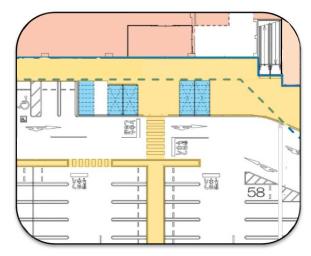


明確に表示された歩行者用通路

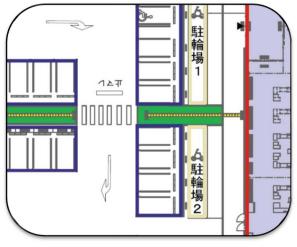


駐車マス前面の歩行者用通路

② 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置すること。この場合、車止めの設置のみでは通路を移動する歩行者の安全確保を図ることは困難であるため、看板設置による注意喚起の表示や歩行者通路部分のカラー舗装などの対策を併せて行うこと。



車止めの設置(歩行者用通路)



車止めの設置及び歩行者用通路の カラー舗装などによる安全確保

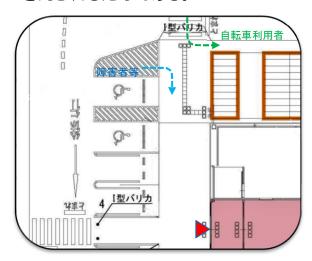
③ 自転車と歩行者等が同じ通路を利用する場合は、自転車は押して通行するよう 周知する必要がある。その際、敷地の出入口から駐輪場までの通路は、安全なす れ違いに配慮し、幅員2m以上を確保すること。

特に、高齢者や障害者等が利用する経路となる場合は、杖や車いすを利用することも想定した幅員の確保に努めること。



自転車利用者への注意喚起

④ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として、車両等の交通動線と分離するように設定すること。これは、障害者等用駐車マスは建物出入口等からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられるため、その通路が車両等の交通動線と交錯することがないように設定することは比較的容易と考えられるためである。



自転車の動線と分離された通路

⑤ 建物が複数棟ある場合は、建物間の移動についても安全かつ円滑な移動が可能 な歩行者用通路を確保すること。



建物間を接続する歩行者用デッキ



歩車分離された建物間の連絡通路

(5) その他

【配慮事項】

- ① 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。
- ③ 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。
- ④ 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤ 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限も適切な動線を確保すること。
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。
- ⑦ 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、 必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ® グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。
- ⑨ 計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が 懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を 講じるよう努めること。
- ⑩ 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。

【解 説】

① 高齢者等によるアクセルとブレーキの踏み間違いにより、車両が急発進し事故が発生する事例が多いため、歩行者用通路、駐輪場、建物等に面して車路や駐車マスを配置する場合、防護柵等を設けるよう努めること。



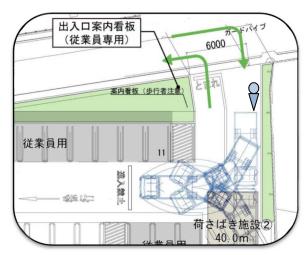
歩車分離された通路



防護柵の設置

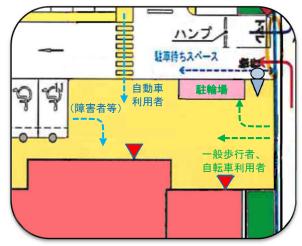
② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場の一部を利用する場合は、来店車両や歩行者等の安全な通行の確保のため、適切な位置に交通誘導員を配置し、歩行者等の動線と明確に区分すること。

また、来客用駐車マスの付近に荷さばき施設を設ける場合、荷さばき作業や搬出入車両等の影響が大きい駐車マスは従業員用とするなど、来客の安全を確保するための対策を行うこと。



荷さばき施設付近<mark>に配置された</mark> 従業員用駐車マス

③ 建物出入口の前は、多数の来客が利用し、歩行者動線が集中することから、人との接触などが起きやすいため、自転車の利用者が敷地の出入口から駐輪場まで移動する経路は、建物出入口の前を通過しないように配置すること。



十分なスペースが確保された 建物出入口付近

④ ショッピングカート置場が配置された駐車場では、来客が購入した商品を自分の自動車に運んで積み替え、空になったカートを所定のカート置場に返却することとなるが、大規模な駐車場では、駐車位置からカート置場が遠いためにその場にカートが放置され、当該カートと車両が接触事故を起こすおそれがある。そのため、駐車場内の適切な位置にカート置場を設け、定期的に回収するよう努めること。また、カートの配置箇所に所定の位置に戻すよう明示し、必要に応じて場内アナウンス等により注意喚起するなどの配慮を行うよう努めること。



適切に配置されたカート置場

⑤ 駐車場の一部において、騒音又は防犯の観点から夜間における利用を制限する場合は、駐車場内の施設が夜間においても適切に利用できるよう配慮すること。特に、障害者等用駐車マスは、通常時と同様に利用できるよう、その配置や建物出入口等までの動線について配慮すること。



駐車場の夜間の利用制限

⑥ 夜間又は建物内の駐車場において、障害物や標識等を明確に認識できるようにするとともに、犯罪の防止にも配慮し、照明施設を適切に設けるよう努めること。特に、歩行者用通路において一定の照度を連続的に確保するよう努めること。

○ 参考: 照明基準総則(JIS Z 9110: 2010) より抜粋

駐車場(領域、作業又は活動の種類)			維持照度 Ēm(lx)
		交通量:多い	150
	車路	交通量:中程度	75
屋内•地下		交通量:少ない	30
	駐車位置	出入りの多い	75
		出入りの少ない	30
屋外		交通量:多い	20
		交通量:中程度	10
		交通量:少ない	5

※維持照度:ある面の平均照度を使用期間中に下回らないように維持すべき値

⑦ 駐車場や駐輪場は、人の視線が確保できる場所に配置し、死角となる場所が生じる場合については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、センサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置するよう努めること。



○死角に対する防犯カメラの設置

⑧ グラスパーキングとする場合は、日照時間など、芝生等の生育への影響を検討し、計画段階において整備の適否を判断するとともに、長時間の駐車による日照や水分(降雨)の不足が懸念される箇所や頻繁な出入庫などが想定される箇所には設けないよう努めること。また、長期間にわたり健全に維持していくことを念頭に計画・設計・施工・維持管理・補修を一体的に検討するよう努めること。







保護材による車輪部の補強

⑨ 計画地が信号交差点の角地にある場合は、交差点を経由しないで他方の道路へ通り抜けるため、信号待ちの車両が計画地の駐車場へ進入することが想定される。また、このような車両は、駐車場内を通過する際に減速しない場合が多く、事故の危険性が高まる。通り抜け車両の発生防止に配慮するとともに、駐車場内の車両の走行速度を抑制するため、車路や駐車マスのレイアウトを工夫するよう努めること。



通り抜け車両への注意喚起

⑩ 道路から直接駐車できる(いわゆる「串刺し」)駐車マスや駐輪場は、道路上で切り返しを行うことや出入口の位置が不明瞭であることなど、前面道路への影響が大きく危険である。特に、駐車場法の適用を受けない規模の隔地駐車場や駐輪場を道路境界付近に設ける場合において、出入口以外の部分の道路境界付近にフェンス等を設置するなど、駐車場や駐輪場の出入口の位置を明確にするとともに、場内の通路を経由して安全に出入庫するよう対策を講じること。



コラム チェック&アドバイス制度

● 福祉のまちづくり条例(平成22年12月改正)に基づき、多数の方が利用する施設(以下、「特定施設」という。)について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度です。

◆福祉のまちづくりアドバイザーとは

利用者の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、県内の施設について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」を登録しています。

利用者アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等
専門家アドバイザー	高齢者・障害者等に配慮した施設の設計・監理の実務や施設の 点検・助言の経験を持つ建築・福祉の専門家(建築士、社会福 祉士、理学療法士、作業療法士等)

兵庫県 ホームページ「チェック&アドバイス制度」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html





) コラム ひょうご県民ユニバーサル施設

● 福祉のまちづくりアドバイザーの助言内容など、利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定を受けることができます。



兵庫県 ホームページ「ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi /universal_nintei.html



4 標準仕様図(参考)

【(1)駐車場出入口】(P.5~)

- ①駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。
- ②駐車場出口においては、前面道路 に対する視認性を確保すること。
- ③入庫ゲートを設置する場合は、道 路境界から6m以上の距離を確 保すること。
- ④繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ⑤駐車場出入口及び出入庫ゲート 付近の車路に勾配がある場合、停 止位置は平坦とするよう努める こと。
- ⑥駐車場出入口付近には、路面標示 や標識等による分かりやすい案 内及び注意喚起を行うよう努め ること。

【(2)車路】(P.9~)

- ①路面標示や標識等により分かり やすい誘導を行うよう努めるこ と。特に、車路の交差部では路面 標示等により優先性の明確化に 努めること。
- ②駐車場の車路は一方通行とする など、単純で分かりやすいレイア ウトとするよう努めること。
- ③徐行を徹底するため、路面標示や ハンプの設置等を行うよう努め ること。
- ④建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。
- ⑤主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。
- ⑥駐車場出入口付近の車路は、円滑 な出入庫が可能となるよう単純 な形状とすること。

【(3)駐車マス等】(P.13~)

- ①必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上 とすること。
- ②障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。
- ③障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。
- ④複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車 スペースを設けるよう努めること。
- ⑤大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減 に努めること。
- ⑥来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。



【(4)歩行者用通路】(P.18~)

- ①駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。
- ②島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。
- ③自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。
- ④障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ⑤建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。

【(5)その他】(P.21~)

- ①歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置 に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵 を設けるよう努めること。
- ②営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場 を利用する場合は、交通誘導員の配置などの 安全対策を講じること。
- ③駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前 などの人が集中する箇所を通過しないよう 配慮すること。
- ④駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。
- ⑥夜間又は建物内の駐車場においては、障害物 や案内標識を明確に認識できる照明施設を 設けるよう努めること。
- ⑦駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ®グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して 駐車マスを配置するよう努めること。
- ⑨計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。
- ⑩道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。



5 チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。 なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分类	配慮事項	対応欄			
(1)	(1)駐車場出入口				
1	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。				
2	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。				
3	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から 6m以上の距離を確保すること。				
4	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。				
5	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路 に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。				
6	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等に よる分かりやすい案内及び注意喚起を行うよ う努めること。				
(2)	車路				
1	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を 行うよう努めること。特に、車路の交差部で は路面標示等により優先性の明確化に努める こと。				
2	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で 分かりやすいレイアウトとするよう努めるこ と。				
3	徐行を徹底するため路面標示や <mark>ハンプ</mark> の設置 等を行うよう努めること。				
4	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。				
6	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。				
6	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。				

5 チェックリスト

分类	配慮事項	対応欄		
(3)駐車マス				
1	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行5.0m以上とすること。			
2	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。			
3	障害者等用駐車マスは、 <mark>原則複数設置とし、</mark> 建物出入口等までの経路が極力短くなる位置 とすること。			
4	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。			
(5)	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。			
6	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。			
(4)	步行者用通路			
1	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。			
2	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。			
3	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅 員2m以上とすること。			
4	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの 歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないよ うにすること。			
(5)	建物が複数棟ある場合 <mark>は、</mark> 建物間の動線計画 に配慮した歩行者用通路を確保すること。			

5 チェックリスト

分類	配慮事項	対応欄				
(5)そ((5)その他					
1	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。					
2	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。					
3	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口 前などの人が集中する箇所を通過しない よう配慮すること。					
4	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。					
5	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。					
6	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。					
7	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる 場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を 設けるよう努めること。					
8	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案 して駐車マスを配置するよう努めること。					
9	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け 車両の発生が懸念される場合は、駐車場内 の安全確保のための対策を講じるよう努 めること。					
10	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。					

6 参考文献等

6 参考文献等

■参考文献

- 「駐車場の交通事故減少に向けた安全性向上のための施設運用に関する研究」 公益財団法人 東京都道路整備保全公社、株式会社サンビーム
- •「大規模店舗駐車場における横断歩道の安全性と利用に関する利用者の意識構造に 関する研究」 川田稔、赤松典生
- •「大規模舗駐車場における利用者の経路選択挙動と安全意識に関する研究」 山田 稔、赤松典生
- •「交通事故統計年報」 公益財団法人交通事故総合分析センター
- •「東北6県の車両事故実態に関するモニタリング調査」 日本損害保険協会東北支 部
- •「駐車場設計•施工指針」 国土交通省
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」 国土交通省
- •「道路の移動等円滑化ガイドライン」 財団法人 国土技術研究センター
- •「駐車場ユニバーサルガイドライン」 財団法人 東京都道路整備保全公社
- •「ユニバーサルデザインからみた駐車場の利用者評価に関する研究」 財団法人 東京都道路整備保全公社
- •「土木技術管理規程集(道路Ⅱ編)」 兵庫県
- •「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」 兵庫県
- •「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き(公益的施設編)」 兵庫県
- •「グラスパーキング(芝生化駐車場)普及ガイドライン(案)」 グラスパーキング 兵庫モデル創造事業検証委員会、兵庫県

■主な関係法令等

- 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)
- 道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- ・福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)
- ・ 地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)